

アマゾンをかたる架空請求の メールにご注意！

＜今回の相談事例＞

携帯電話に「有料ウェブ会員料金が未納です。本日中にご連絡がない場合は法的手続きに移行します。アマゾンジャパン相談係」とメールが届いた。たしかにアマゾンで買い物をしたことがあるので不安になり電話をかけると、「コンビニでアマゾンギフトカードを5万円分購入しカードに記載している番号を伝えるように」と指示された。（60代男性）

【アドバイス】

●絶対に電話をしないでください！

これは、アマゾンをかたる架空請求の詐欺です。アマゾンの他にも実在する会社をかたり、不特定多数の人にメールを送り、「未納料金がある」「本日中に支払わなければ法的手続きをとる」「自宅に請求に行く」などと不安をあおり、すぐにお金を払わせようとします。事業者の名前に聞き覚えがあるからといって、すぐに問合せ先に連絡をせず、家族や周りの人に相談しましょう。身に覚えのない請求は無視しましょう。

●ギフトカードを購入させる詐欺にも注意！

最近、金融機関での警戒が厳しくなったため、コンビニ等でギフトカードを購入させ、その番号を伝えるように指示します。このような指示を受けた場合は詐欺です。カードに記載している番号を伝えてしまうと、その番号は相手が自由に使用できるようになり、すぐに全額使われてしまい、取り戻すことは非常に困難です。

●困ったときや不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン いやや! ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん